

平成28年12月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年12月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年12月8日 午前9宣告（第7日）

応招議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 寿子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 寿子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成28年12月8日 午後1時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第75号 | 平成28年度佐川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第76号 | 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第77号 | 平成28年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第78号 | 平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第79号 | 佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約制定の協議について |
| 日程第6 | 議案第80号 | 佐川町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第81号 | 佐川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第82号 | 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第83号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第84号 | 物品購入契約について |
| 日程第11 | 議案第85号 | 物品購入契約の変更契約の締結について |
| 日程第12 | 発委第3号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 |
| 日程第13 | 発委第4号 | 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 |
| 日程第14 | 発議第1号 | 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財源措置を求める意見書 |
| 日程第15 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

平成 28 年 12 月 佐川町議会定例会追加議事日程（第 4 号の追加 1）

平成 28 年 12 月 8 日 午後 1 時 30 分開議

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 86 号 | 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 87 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 88 号 | 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

議長（藤原健祐君）

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 75 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

お伺いします。一般会計補正予算で、緊急避難場所耐震化整備事業で 6,645 万の増額補正が計上されています。これは公民館の耐震化のための補正予算と聞いていますが、どこが対象になるかと、詳しい内容を教えていただきたい。またそのうち、国の補助割合はどうなっているかもあわせてお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。熊本地震などによりまして、全国から国に対しまして防災に関する補助の要望が出されましたことから、このたび、追加要望の受け付けがございまして、この追加要望に申請をしておりましたところ、要望額どおりの内示がおりてまいりまして、今回、新たに 12 カ所の公民館の耐震補強を行うための増額補正をさせていただいております。その箇所づけでございすけれども、まず庄田、それから東町 6 区、山瀬、岩井口、塚谷、薄木、竹の倉、横山、桂、松の木、古畑、舟床のこの 12 カ所を予定しておりますけれども、現在、自治会長さんとの調整をしているところでございます。

また、この箇所づけの予定につきましてはですね、拠点避難所から離れた公民館から順番に実施するように計画をしているところでございます。

なお、この耐震補強の事業の補助率でございすけれども、国が 3 分の 1 でございまして、町が 3 分の 2 の支出となっております。以上です。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

関連ですけど、勉強不足で申しわけないんで教えていただきたいんですが。1 戸当たりのその上限があると思うんですけども、その

金額がわかっておれば聞かせていただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

これは1戸当たりの上限がちょっと決まってないと思います。今、おりた予算の中で12カ所ができるという形になっておると思います。

8番（中村卓司君）

上限がないということは、100%補助に当たるということですかね。事業費の中の補助率の上限という意味ですけど。

総務課長（横山覚君）

先ほど申しましたとおり3分の1になっております。

（「金額」の声あり）

すみません、ちょっとその資料がございません。後から報告をさせてもらいたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第75号、平成28年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第76号、平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 76 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 77 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 78 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 79 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約制定の協議について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

お尋ねいたします。この加茂小中学校は、平成 28 年度まで自校方式で運営され、29 年度から新たにセンター方式に移行するというふうな流れの中で、その配送にかかわる部分において、どのような補完がされているのか、また人員的な補完について、お答えをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、現在、町内 7 小中学校に対しましては、配送車 2 台で配送業務行っておりますが、加茂小中学校が加わりますと、この 2 台では十分な対応ができませんので、現在、配送車 1 台の購入について契約を締結し、3 月末には配送車が納入される予定となっております。

また、加茂小中学校で合わせて 180 食を超す給食を提供するようになりますので、業務も増えることから正職員 1 名について、ことし調理員について採用試験をしていただき、1 名合格者の発表をしていただいております。そういったことで、人員も、正職員を 1 名増ということで対応するようにしております。

また、現在、加茂小中学校は自校方式でやっておりますが、温かい給食がすぐ提供できるような体制が整っております。ただ、今後、配送する、そういったことで時間的に大分遅れて学校に到着するということになりますと、給食の保温体制もしっかりする必要がありますので、現在の各クラスごとに給食を入れる食缶という

ものがございますが、バケツにふたのついたやつですが、その保温性の高い食缶に切りかえることとしております。

そういったことを通じて、加茂小中学校に給食の提供体制を整えつつある状況でございます。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

当然、組合立でありましたんで、日高との関係があらうかと思うんですが、運送、車、人間的な負担をするわけですけども、その日高と佐川との負担は、今後どのようなようになっていくんでしょうか。それをお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

負担割なんですけれども、佐川町の学校の児童生徒の数とですね、組合立の加茂の学校の生徒の割合で負担割合を出しております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 79 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約制定の協議について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 80 号、佐川町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、佐川町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 81 号、佐川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、佐川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 82 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

議案に反対するものではありませんが、今回、この職員の不祥事ということで、職員も大変重要なポストで仕事をしておった方が今回不祥事を起こしたということで、停職1年ということで非常に重い処分であろうと考えるわけではありますが、今回のこの特別職の減給処分、これにつきましても町民の声もいろいろ二分されておるわけですが、今回の処分が重いのか、軽いのか、実際私も議員としても判断に戸惑う部分があるわけですが、

近隣の自治体の例を見習ったであろうと思いますけれども、今後、こういうことがあってはならないわけではありますが、もしこういうことを想定して、管理職の減給処分というようなものは、規定を設けるなり、また第三者機関で議論をするなりというようなことはいかがなものでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今回の事象を受けましてですね、現在、懲戒の関係の処分の基準をですね、策定するように作業を進めております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

ぜひ、そのように準備をしていただいたほうが、私も議会も、こういった、今回、特別職の処分については、自分の処分を自分がするというような非常に難しいことであろうと思いますので、議会としても非常にこの判断に実際困るというようなことでありますので、ぜひとも、今、総務課長が言われたようなことで、今後に対応していただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。総務課長が説明させていただきましたように、今、基準をつくるべく進めております。

今回の、私と副町長の処分につきましては、私のほうで総務課長に指示をしまして、高知県全域で最近の処分の内容について、データを出してほしいという指示を出しました。近隣の市町村の処分の事例を参考にして、今回は提出させていただいてる内容で、私と副町長の処分の内容について決めさせていただきました。

重いのか軽いのか、私自身も判断がつかない難しいことでありますけれども、周りの市町村との比較もしまして、今回出させていただいた内容が妥当ではないかという思いで提案をさせていただいて

おります。ぜひ、御理解いただければというふうに思います。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 82 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 83 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 83 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 84 号、物品購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 84 号、物品購入契約について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 85 号、物品購入契約の変更契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 85 号、物品購入契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から、議案第 86 号、議案第 87 号、議案第 88 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第

2、追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第86号、議案第87号、議案第88号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定をしました。

休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時55分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、議案第86号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

追加日程第2、議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

追加日程第3、議案第88号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

以上3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは追加議案について御説明させていただきます。

議案第86号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第88号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

以上3議案につきましては、議会の議員及び町長等に対して支給する期末手当の計算上の掛け率の改定について、県に準拠いたしまして引き上げを行おうとするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第 86 号、87 号、88 号について説明を申し上げます。本町では、県の給与改定に準拠いたしました給与改定を実施しているところではありますが、このたび、高知県議会 12 月定例会の議案といたしまして、特別職の 12 月期の期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げを行う条例案が上程されたところでございます。このたび追加提案をさせていただきました議案第 86 号、87 号、88 号の各改正条例におきまして、期末手当基礎額に乗ずる率を 100 分の 140 から 100 分の 145 に変更し、0.05 月分を引き上げる改正を行うものでございます。

議案第 86 号の参考資料として、新旧対照表をおつけしております。ごらんをいただきたいと思います。赤字になってますでしょうか。100 分の 140 というのがですね、右側の改正後 100 分の 145 となっておりますように、引き上げ率の変更を行う内容となっております。

議案第 87 号、第 88 号につきましても、それぞれ同じように改正するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

議案質疑に入る前に申し上げます。質疑、討論につきましては一括で行います。採決は、各議案ごとに行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 86 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のと

おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 87 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 88 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、発委第 3 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、を議題とします。提案者の説明を求めます。

6 番（松浦隆起君）

（以下、発委第 3 号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」1 ページ目朗読。

案文を朗読し趣旨説明とさせていただきます。

（以下、発委第 3 号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」2 ページ目朗読）

以上、よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 3 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見

書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発委第4号、参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書、を議題とします。提案者の説明を求めます。

6番（松浦隆起君）

（以下、発委第4号、「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書」1ページ目朗読）

案文を朗読して趣旨説明にさせていただきます。

（以下、発委第4号、「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書」2ページ目朗読）

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第4号、参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第1号、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書、を議題とします。提案者の説明を求めます。

6番（松浦隆起君）

（以下、発議第1号、「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書」1ページ目朗読）

案文を朗読をして趣旨説明にかえさせていただきます。

（以下、発議第 1 号、「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書」 2 ページ目、3 ページ目朗読）

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、本年 12 月定例会、議員の皆様にはいろいろな貴重な御質問、御提言いただきまして、ありがとうございます。

初日には、人権擁護委員 2 名につきまして推薦をさせていただきましたが、2 名とも御同意いただきましてまことにありがとうございます。また本日は、追加議案も含めて全ての議案につきまして御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、職員の不祥事により私と副町長に関する給与の減額の提案をさせていただきました。改めてこの場をお借りして、町民の皆様には信頼を失墜したことにつきましておわびを申し上げ、また同じような不祥事を起こすことがないように、私が先頭に立ち、全ての職員に対して、また強く綱紀粛正について伝えていきたいというふうに思っております。

大変残念なことであり、またくやしい思いもしました。このような思いを佐川町役場職員全員が、もう 2 度とすることのないようにしっかりと意思を統一して、今後も職務に邁進をしていきたいというふうに考えております。ぜひ、議員の皆様にも、今後も温かい御指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

また、多くの議員の皆様から御質問いただきました。町長の政治姿勢はどうだ、あるべき姿についてどのように考えているのだ、いう御質問いただきました。私のほうから、人が生き生きと輝く、笑顔あふれる住民と行政が一つになった幸せな町をつくってきたい。このことについて繰り返し話をさせていただきました。この思いは、ずっと変えずに、議会の皆さんと一緒に力を合わせて、佐川町の幸せづくりに取り組んでいきたいと考えております。

町長としての 4 年の任期ももう既に 1 年を切りました。残りの期間、改めて初心に返り、しっかりと町政運営に邁進をしていきたいというふうに思っております。ぜひまた厳しい目で、今後も御指導、御鞭撻をいただきますよう、議員の皆様方には重ねてお願いを申し上げます。本定例会の閉会に当たっての私の御挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 28 年 12 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2 時 22 分